

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和6年2月26日付けで提起した生駒市情報公開条例(以下「条例」という。)第11条3号の規定による行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

生駒市長が審査請求人に対して令和6年2月19日付け生健第523号-2 でした処分のうち、不開示とした部分を取り消し、開示する。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人が生駒市長(以下「市長」という。)に対し、条例に基づき「『健康被害救済制度 申請及び審査結果内訳件数』、『令和○年○○月○○日開催分の生駒市予防接種健康被害調査委員会名簿』」の開示を請求したところ、市長がその一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち不開示とした部分を取り消し、開示することを求めるものである。

第2 審査関係人の主張要旨

1 審査請求人の主張

厚生労働省で行われている予防接種健康被害救済制度の審査員は全て、役職、名前まで公表されているのに、生駒市での審査員は非公表となるのは不服の為、市長が審査請求人に対して行った本件処分のうち、生駒市予防接種健康被害調査委員会名簿と題する書面に記録されている各委員の役職名のうち市長が不開示とした部分及び氏名について、不開示とした部分を取り消し、開示することを求める。

2 市長の主張

(ア) 生駒市予防接種健康被害調査委員会の委員は、医学的な専門知識を有する医師を中心に構成されており、予防接種後の副反応による健康被害救済請求をされた事例について医学的見地から自由で率直な意見、助言等が求められるため、会議は、他者からの言動による影響をできる限り排除する中で公平かつ厳正に運用することが重要である。委員の所属機関、氏名を開示した場合、調査内容に疑念を抱き、当該調査

を行った委員に対し調査会の詳細を確認するため、委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたりする等のほか、委員個人及び委員の所属機関等への誹謗、中傷や不当な圧力が加えられるリスクを否定できず、委員の日常業務や私生活に影響を及ぼし、委員を継続することができなくなるなど、今後の委員選出にも影響を及ぼすおそれがある。特に昨今は SNS の普及により、インターネット上に開示請求した内容を公開する事例が見受けられ、情報発信者の主観とともに流布される可能性が高くなっていることから、委員の所属機関、氏名の開示については慎重に判断する必要がある。

(イ) 条例第7条第4号は「市の機関及び国等…【省略】…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めており、これに当たる。

(ウ) 条例第7条第2号は「法人その他の団体…【省略】…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定めており、委員のうち生駒市医師会長、生駒市医師会担当理事が該当する。

(エ) 条例第7条第5号柱書は「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定め、ウ及びオはそれぞれ「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」、「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を規定している。委員の所属機関、氏名を開示する場合、委員に対する不当な圧力によって本来の客観的立場での審査に影響を与える可能性を否定できないほか、委員の任免に影響することにより調査委員会の存続が揺らぎかねない事態を招くおそれがあり、ウに該当する。また、委員のうち、奈良県郡山保健所長、奈良県が選定する専門医師がオに該当する。

第3 決定の理由

1 本件処分について

(ア) 奈良県郡山保健所長、生駒市医師会会長及び生駒市医師会担当理事の役職名について

生駒市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第2項は「委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。」と定め、

- (1) 奈良県郡山保健所長
- (2) 生駒市医師会会長
- (3) 生駒市医師会担当理事
- (4) 奈良県が選定する専門医師
- (5) 市職員

と規定している。本件処分がその一部を不開示とした生駒市予防接種健康被害調査委員会名簿に記録されている5人の委員は、上記(1)乃至(5)に掲げる者と一致し、またそのうち3人の役職名は、(1)乃至(3)に掲げる者と一致するため、それらを不開示とする合理的理由は認められない。

(イ) 奈良県郡山保健所長及び生駒市医師会会長の氏名と条例第7条第4号に定めるおそれについて

生駒市医師会会長の氏名は生駒市医師会ホームページで公にされており、また奈良県郡山保健所長の氏名も、同所長が地方公共団体の各種附属機関委員として公職に就任していることなどから、慣行として公にされているため、両者の氏名を公にできないとする市長の主張と相容れない。

(ウ) 生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師及び市職員の役職名及び氏名と条例第7条第4号に定めるおそれについて

誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられ、条例第7条第4号に定める「率直な意見の交換又意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があると認められるためには、誹謗、中傷又は不当な圧力が各委員の受忍できる限度を超え、抗しがたいものであることによって、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを要し、かつ誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられる可能性が高い蓋然性で予見されることを要する。この点、生駒市予防接種健康被害調査委員会が、予防接種による健康被害の発生に際し当該事例について医学的見地から調査を行うことを任務とし、各委員は調査に関する高度の医学的知見及び見識を有する専門家であること、死亡等が予防接種を受けたことによるものであるか否かの認定は、厚生労働大臣が、疾病・障害認定審査会の意見を聴いた上で行うものであること、そして委員会の会議は非公開であり、会議録も公開されていないことなどの事情に照らせば、市長の主張から直ちに上記のおそれを認めるのは困難である。

(エ) 生駒市医師会会長及び生駒市医師会担当理事の氏名と条例第7条第2号に定めるおそれについて

生駒市医師会会長の氏名については、生駒市医師会のホームページで既に公にされている。そして、生駒市医師会担当理事の氏名については、誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられ、条例第7条第2号が定める「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があると認められるためには、誹謗、中傷又は不当な圧力が事業上の受忍限度を超え、回避しがたいものである必要があり、かつそのような誹謗、中傷又は不当な圧力が加えられる可能性が高い蓋然性で予見されることを要する。加えて、上記(ウ)で述べた生駒市予防接種健康被害調査委員会及び当該委員会の委員に係る諸事情に照らせば、市長の主張から直ちに上記のおそれを認めるのは困難である。

(オ) 奈良県郡山保健所長の氏名並びに奈良県が選定する専門医師の役職名及び氏名と条例第7条第5号オに定めるおそれについて

奈良県郡山保健所長の所属する機関は条例第7条第5号オに規定する機関ではない。また、奈良県が選定する専門医師に対する誹謗、中傷又は不当な圧力が、当該委員を超えて、さらにその所属する機関に及び、その正当な利益を害するおそれがあるとする市長の主張は論理的に飛躍し、また具体性を欠く独自の論理であるから採用できない。

(カ) 奈良県郡山保健所長、生駒市医師会会長及び生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師及び市職員の役職名及び氏名と条例第7条第5号ウに定めるおそれについて

奈良県郡山保健所長及び生駒市医師会会長は、生駒市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第2項に委員として就任することが定められているから「委員の任免に困難をきたすおそれ」は認められず、また生駒市医師会担当理事の氏名並びに奈良県が選定する専門医師の役職名及び氏名については、上記(ウ)で述べた生駒市予防接種健康被害調査委員会及び当該委員会の委員に係る事情に照らせば、市長の主張から直ちに「委員の任免に困難をきたすおそれ」を認めるのは困難である。そして市職員については職務命令で委員に就任するものであるから、その役職名と氏名を公にすることによって「委員の任免に困難をきたすおそれ」があると認めるのは困難である。

2 結論

市長が審査請求人に対して令和6年2月19日付け生健第523号-2 でした処分のうち、不開示とした部分を取り消し、開示する。

令和6年8月29日

生駒市長 小紫 雅史